

令和 3年度予算見積調書(8月補正予算 (第9号))

課室名: 産業支援課
 担当名: 総務・地場産業担当
 内線: 3764

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B4	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業 (特別枠)			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目分野施策		SDGsゴール	SDGsターゲット	
1 事業概要	まん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の時短営業要請等により甚大な影響を受けた酒類販売事業者等に対して、酒類販売事業者等協力支援金の特別枠として協力支援金を給付する。 (1) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 (特別枠) (7月追加, 8, 9月分) 243,900千円			5 事業説明 (1) 事業内容 酒類の提供自粛を伴う飲食店の時短営業要請等の影響が長期化していることを踏まえ、酒類販売事業者等に対する協力支援金の特別枠を増額するとともに、要件を緩和して給付する。 (2) 事業計画 対象: 以下のすべてを満たす中小法人等又は個人事業者 ア 埼玉県内に住所・本店がある酒類販売事業者 (酒類の製造免許又は酒類の販売免許を受けている者) イ 酒類の提供自粛を伴う時短営業要請等に応じた埼玉県内の飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者又は埼玉県外の緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う時短営業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者 ウ 7、8又は9月の月間売上が前年又は前々年同月比で70%以上又は15%以上30%未満減少している酒類販売事業者 給付額: 7、8又は9月の売上減少額から当該月の埼玉県酒類販売事業者等協力支援金及び既決の特別枠 (7月分) 並びに国月次支援金を控除した額 (給付上限額 (7月)) ・売上減少率15%以上30%未満 中小法人等: 20万円、個人事業者: 10万円 ・売上減少率90%以上 中小法人等: 20万円、個人事業者: 10万円を増額 (給付上限額 (8及び9月)) ・売上減少率15%以上30%未満 中小法人等: 20万円、個人事業者: 10万円 ・売上減少率70%以上 中小法人等: 30万円、個人事業者: 15万円 ・売上減少率90%以上 売上減少率70%以上の場合に加えて、中小法人等: 20万円、個人事業者: 10万円を増額 想定申請件数 : 約520件						
2 事業主体及び負担区分	(国10/10・県0) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金									
3 地方財政措置の状況	なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×0.5=4,750千円									
予算額		財源内訳							一般財源	補正後の予算額
決定額	243,900	243,900							0	404,158
現計額	160,258	160,258							0	